

# 令和2年度 事業計画書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

特定非営利活動法人 福生市体育協会

## 1. 事業実施の方針

広く一般市民を対象として体育スポーツの振興、健康、体力づくり、競技力の向上、スポーツ文化に関する事業を行い、健全なスポーツ精神の涵養を図り、市民の明るい健康的な社会の構築に寄与することを基本に、次の事業を行う。

- (1) 福生市民総合体育大会の充実と円滑な運営を図る。また都民体育大会、都民生涯スポーツ大会、都民スポレクふれあい大会、東京都市町村総合体育大会、西多摩地域広域行政圏体育大会等に選手、役員のパ遣を行うほか、広く一般市民を対象としたジュニア育成地域推進事業、シニアスポーツ振興事業、市民新春駅伝大会やスポーツフェスティバル等を実施する。
- (2) 加盟団体間の連携を密にし、相互の発展と活性化に努める。
- (3) 東京都体育協会、東京都市町村体育協会連合会、西多摩地域体育協会連絡協議会などの会議及び行事へ参加するとともに積極的な連携協力に努める。
- (4) 福生市中央体育館の運営事業を福生市体育協会が受託して、福生市と連携しながら市民スポーツの普及とともに市民の健康増進に寄与するように努める。
- (5) 市内の体育施設を活用し、就学前児童及び小学生を対象に様々なスポーツを体験させ基礎運動能力の育成及びスポーツ好きの子どもを育成するジュニアスポーツ体験・育成事業を行う。
- (6) 現役世代及び高齢者を対象とする糖尿病・メタボリックシンドローム等の予防を目的とした生活習慣病予防対策事業を行う。
- (7) 福生市が実施している介護予防教室を受けた高齢者を対象に、より細かな指導とフォローにより筋力、バランス能力の向上を図ることを目的とした事業を行う。
- (8) 2021年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を好機として、スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大に努めるとともに各加盟団体のスポーツ振興に寄与するように努める。
- (9) 地域ぐるみで介護予防に取り組めるきっかけとして、町会・自治会や老人会等の集まりの場に運動指導員を派遣し、みんなで体を動かす場を提供する事業を行う。
- (10) 福生市体育協会発展及びスポーツの普及振興に寄与した者に対し表彰を行う。
- (11) 福生市体育協会の会報を発行し、全戸配布する。また、ホームページを活用し迅速な情報提供を行う。
- (12) 指導者登録制度の導入と派遣事業を行う。
- (13) その他事業として、スポーツ関連用品等の販売を行う。